

労働時間規制の強化と緩和、抱き合わせがもたらす弊害

上西 充子 法政大学キャリアデザイン学部教授

1. 自己紹介

- 労働政策研究・研修機構(研究員)→法政大学(2003 年～)
- Yahoo! ニュース 個人 <https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/>
- 2018 年 2 月 21 日衆議院予算委員会中央公聴会公述人意見陳述(裁量労働制データ問題)
- 「裁量労働制を問い直せ」『世界』2018 年 5 月号

2. 働き方改革関連法案は「毒まんじゅう」

(1) 抱き合わせ一括法案

1	労働基準法 ★印: 野党や労働団体、家族会などが強く反対	新規 2015 年法案 (残業代ゼロ法案)	時間外労働の上限規制 高度プロフェッショナル制度(高プロ)の創設(★) 裁量労働制の拡大(★) → 削除 月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金 (中小企業に対する猶予の解除) 年休5日の時季指定
2	労働契約法	非正規労働者の処遇の均等・均衡(「同一労働同一賃金」)	
3	パートタイム労働法		
4	労働者派遣法		
5	雇用対策法	多様な就業形態の普及／労働力の需給調整機能の放棄？	
6	労働安全衛生法	産業医・産業保健機能の強化／労働時間の状況の把握	
7	労働時間等 設定改善法	休息时间(勤務間インターバル)の努力義務化	
8	じん肺法		

(2) 「毒」の仕込みから、露呈まで

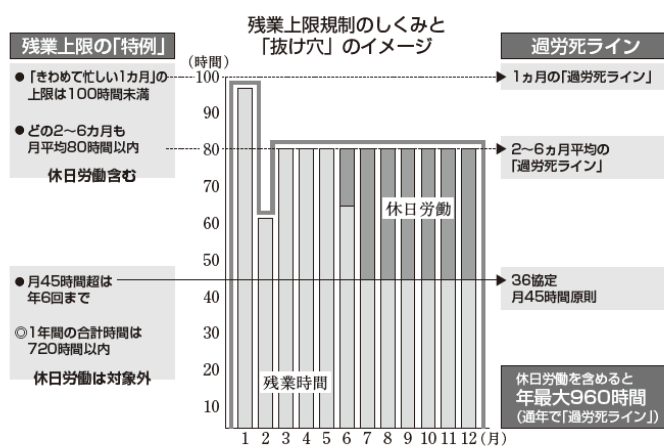
2016 年	8 月 3 日	第 3 次安倍第 2 次改造内閣発足記者会見:「最大のチャレンジは働き方改革」「長時間労働を是正」「同一労働同一賃金」
	9 月 27 日	第 1 回働き方改革実現会議開催
2017 年	3 月 28 日	働き方改革実行計画(「残業代ゼロ法案」の早期成立)★毒の混入★
	6 月 5 日	労政審建議「時間外労働の上限規制等について」
	9 月 8 日	一括法案の諮問(厚生労働大臣→労働政策審議会) ★毒の混入★
	9 月 15 日	一括法案の答申(労働政策審議会→厚生労働大臣)
	9 月 25 日	衆議院の解散に関する安倍首相の記者会見(働き方改革を語らず)
2018 年	3 月 1 日	安倍首相、裁量労働制の拡大を法案から削除 ★毒の一部除去★
	4 月 6 日	働き方改革関連法案の閣議決定・国会提出 ★「高プロ」の毒は残る★
	4 月 27 日	働き方改革関連法案の審議入り

※ 「高プロ」は、2007 年、2015 年につづき、三度目の挑戦

3. 法案の上限規制の問題

- 時間外限度基準告示を罰則つきで法律に格上げ
 - ◇ 1か月 45 時間、年 360 時間(時間外労働のみ)
- 「臨時的な特例」は年6回まで。労使協定で定めた時間外労働と合わせて 720 時間以内(時間外労働のみ)
- 単月 100 時間未満(時間外・休日)
- 2～6か月平均 80 時間以下(時間外・休日)
- 年間を通して、月 80 時間までの時間外・休日労働が可能に(年 960 時間)

図表 3 働き方改革実行計画の残業上限規制のしくみ



資料：わたしの仕事8時間プロジェクト作成

出所：伊藤圭一「『働き方改革実行計画』と私たちのたたかい」『月刊全労連』2017年6月号

- 上限までの労使協定にお墨付きの恐れ
- 労災認定や裁判に悪影響(← 企業の安全配慮義務)
- 多くの適用除外・適用延期
 - 適用除外:新製品の研究開発業務
 - 適用延期:自動車の運転業務・工作物の建設の事業(5年先送り)
 - 医師についても5年間の猶予を設けた上で、今後検討
 - 公立の学校の教員の働き方についても検討なし
- 週あたりの上限規制なし。勤務間インターバル制度の義務化もなし
- 客観的な労働時間管理に課題
- 複雑でわかりにくい→裁量労働制などの「みなし労働時間制」の濫用に流れる恐れ
 - 2017年12月25日 野村不動産における裁量労働制の違法適用に対する「特別指導」
 - 背後に過労死(2016年9月)の労災申請(2017年春)・労災認定(2017年12月26日)があったことが明らかに(2018年3月4日朝日新聞報道)
- 「働き方改革実現会議」で「3点セット」(高プロ+裁量労働制拡大+上限規制)にこだわった金丸恭文委員(規制改革会議メンバー)→規制の「骨抜き」

「高プロ」は「異次元の危険性」

■ 労働時間等の規定の適用状況

	一般労働者	管理監督者	裁量労働制	高プロ
労働時間	○	×	△(注)	×
休日	○	×	○	×
割増賃金	時間外	×	△(注)	×
	休日	×	○	×
	深夜	○	○	×
休憩	○	×	○	×
年次有給休暇	○	○	○	○
独自の健康確保措置	—	—	○	○

○は適用対象 ×は適用除外

(注) 「みなし労働時間」が8時間を超える場合は、三六協定の締結及び届け出、割増賃金の支払いが必要となる

- 年 104 日かつ4週4日の休日の義務化→しかし、連日の 24 時間勤務を求めることが可能に

■3月2日の衆議院予算委員会

※ 24 時間連続勤務を連日にわたって求めることも違法ではないという小池晃議員の指摘に対して

●加藤大臣「働かせるということ自体がこの制度にはなじまないということです」

■尾辻かな子議員の質問主意書(4/20)に対する答弁書(4/27)(質問 242)

- 質問主意書:使用者が「始業時刻 午前9時、終業時刻 午前2時、休憩時間 なし」と定めた場合、労基法違反となるか。
- 答弁書:御指摘のような場合は通常想定されない

- 働き方改革実行計画 p.2

安倍内閣は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものである。

改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである。多様な働き方が可能な中において、自分の未来を自ら創っていくことができる社会を創る。意欲ある方々に多様なチャンスを生み出す。

		
「多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会」		
個々の事情に応じた働き方		「意欲と能力ある労働者の自己実現」
労働参加率の向上		
労働生産性の向上		
多様な就業形態の普及 雇用関係によらない働き方 副業・兼業の促進 自営型テレワーク	時間外労働の上限規制 「同一労働・同一賃金」 雇用型テレワーク	高度プロフェッショナル制度 裁量労働制の拡大
労働法制の枠外	規制強化	規制緩和

4. 高プロの「ニーズ」のねつ造 (東京新聞「こちら特報部」2018 年 4 月 17 日)

- 労働政策研究・研修機構による裁量労働制の調査に、問題だらけの設問
(調査シリーズ No.125 2014 年) ※ 下記の回答の割合は企画業務型裁量労働制の労働者

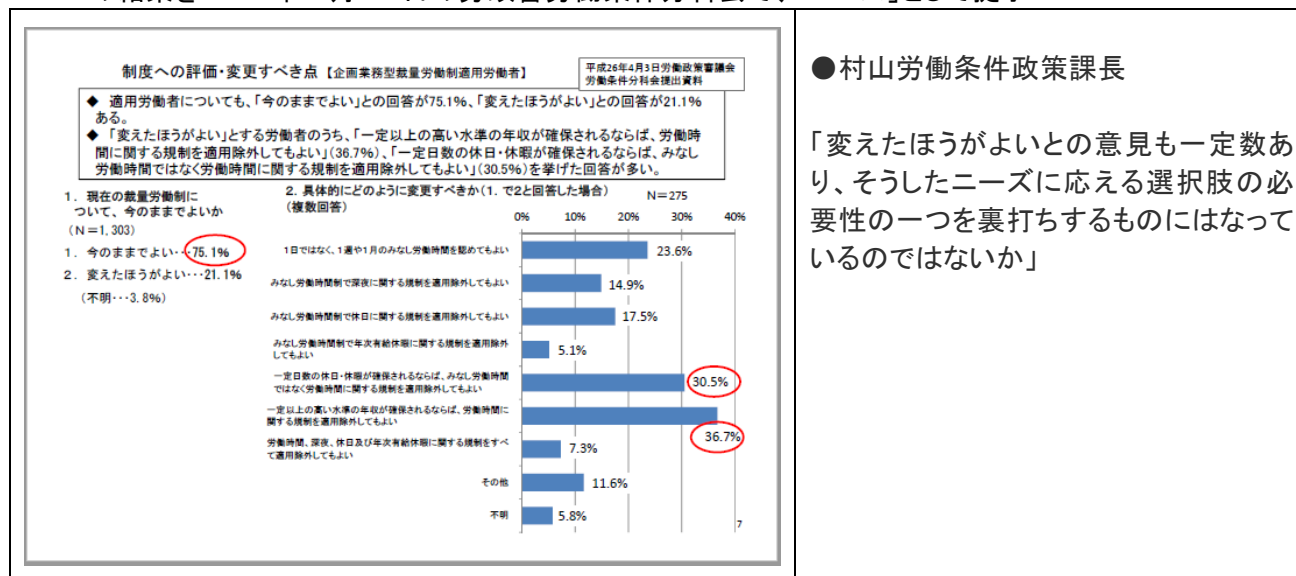
Q31 現在の裁量労働制について、今のままでよいとお考えですか

1	今のままでよい → Q32 へ	75.1%
2	変えた方がよい → Q31 付問へ	21.1%

Q31 付問 具体的にどのような変更なら問題がないとお考えですか。該当するものにすべて○をお付けください。

1	1日ではなく、1週や1月のみなし労働時間を認めてもよい	23.6%
2	みなし労働時間制で深夜に関する規制を適用除外してもよい	14.9%
3	みなし労働時間制で休日に関する規制を適用除外してもよい	17.5%
4	みなし労働時間制で年次有給休暇に関する規制を適用除外してもよい	5.1%
5	現在のみなし労働時間制に代えて、完全週休2日制や年次有給休暇の完全取得などにより一定日数の休日・休暇が確保されるならば、みなし労働時間ではなく労働時間に関する規制を適用除外してもよい	30.5%
6	現在のみなし労働時間制に代えて、一定以上の高い水準の年収が確保されるならば、労働時間に関する規制を適用除外してもよい	36.7%
7	労働時間、深夜、休日及び年次有給休暇に関する規制をすべて適用除外してもよい	7.3%
8	その他()	11.6%

● この結果を 2014 年 9 月 10 日の労政審労働条件分科会で、「ニーズ」として提示



「導入ありき」で意図的にゆがめられた設問により、高プロへのニーズが主張されていたことが判明(上西充子) <https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180424-00084389/>